



せんだい監督署 かわらばん <No.4>

仙台労働基準監督署

令和5年12月18日

<「お仕事おつかれさんがす」～年末・年始もご安全に～>

《「宮城年末年始労働災害防止強化運動」を展開中！》

年末年始は、寒さが厳しくなるだけでなく、日没が早まることによる視界不良や積雪・凍結等による作業環境の悪化が生じやすく、加えて、年末を控えての慌たしさによる不安全行動や年明け後の安全意識の鈍化などにより、労働災害が増加する傾向にあります。

宮城労働局とその管内の監督署では、労働災害防止関係団体等の協賛をいただき、12月1日（金）～1月31日（水）の間、「宮城年末年始労働災害防止強化運動」に取り組んでいます。

皆さまにおかれては、明るく楽しい年末年始をお迎えいただき、令和6年をより良い年としていただくためにも、転倒災害、交通事故を始めとした労働災害の防止のための取組強化をお願いします。宮城年末年始労働災害防止強化運動

第14次労働災害防止推進計画



《 仙台署管内の労働災害発生状況（令和5年11月末） 》【コロナを含まない数値となっています】

業種	令和3年		令和4年		令和4年1～11月		令和5年1～11月		4年と5年との比較		
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	
全業種	1,596	8	1,529	5	1,261	5	1,275	7	14	1.1	2
製造業	197	0	171	1	139	1	143	1	4	2.9	0
うち食料品製造業	90	0	104	0	86	0	77	0	-9	-10.5	0
建設業	148	4	165	1	135	1	139	1	4	3.0	0
土木工事業	41	2	30	0	21	0	32	0	11	52.4	0
建築工事業	83	2	102	1	82	1	84	1	2	2.4	0
その他の建設業	24	0	33	0	32	0	23	0	-9	-28.1	0
陸上貨物運送事業	276	2	226	2	196	2	194	1	-2	-1.0	-1
商業	341	2	349	0	294	0	248	0	-46	-15.6	0
うち小売業	236	2	246	0	206	0	185	0	-21	-10.2	0
保健衛生業	206	0	170	0	132	0	171	0	39	29.5	0
うち社会福祉施設	158	0	127	0	96	0	122	0	26	27.1	0
上記以外の業種	428	0	448	1	365	1	380	4	15	4.1	3

全業種では、5月の交通労働災害と10月の墜落災害が追加され、労働災害で命を失われた方は7名に及んでいます。令和4年の死亡者数以下とすることは達成できませんが、ここで歯止めを掛け、令和3年の8名は下回ることが必要です。「宮城年末年始労働災害防止強化運動」を通じての労働災害の防止に、ご理解とご協力をお願いします。

労働災害発生状況統計ページ



《 転倒を防止することで、労働災害が減少するだけでなく、労働生産性も向上します！ 》

近年、事故の型別で最も多いのは「つまづき」や「滑り」による転倒災害です。あらゆる業種において多発しており、その件数は増加の一途をたどっています。特に、冬季は凍結した路面などでの転倒が急増する傾向にあります。被災した場合、骨折などの重傷となり、長期の休業となることが多いため、企業の皆さまにとっても、転倒災害をゼロにすることは二重三重のメリットがあります。転倒しにくい身体づくり、整理整頓の徹底、凹凸部分の解消、通路などにおけるコード対策、融雪剤散布・融雪マットなどの設置、床上の水分・油分などの除去、防滑シューズの着用などにより、転倒リスク・骨折リスクを除去・低減しましょう。



転倒災害防止リーフレット

《 最低賃金はすべて改正され、発効しました。下回らないようご注意ください 》

宮城県最低賃金は令和5年10月1日に時間額923円となりましたが、**特定最低賃金（特定業種に適用）も同年12月15日に新たな最低賃金額が発効されました。**具体的には、次のとおりです。

- ◆ 鉄鋼業 時間額 1,003 円
- ◆ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額 959 円
- ◆ 自動車小売業 時間額 986 円



宮城県の最低賃金



なお、特定最低賃金が適用除外となる労働者については、宮城県最低賃金が適用となります。

生産性を向上させ、賃金を改善させるため、①業務改善助成金、②キャリアアップ助成金、③人材開発支援助成金（人への投資促進コース）などを用意しています。また、パート・有期労働契約の方のいわゆる「年収の壁」対策として、働く方の収入を増加させた取組を行った事業主に対し、労働者1人につき最大50万円を助成する、④キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました。これらの支援策をぜひご活用ください。



年収の壁対策・支援強化パッケージ

《 4月から労働条件明示のルールが変わります 》

労働条件の明示については労働基準法第15条にて明示すべき事項とその方法が定められていますが、**令和6年4月1日から**次の事項の明示が必要となりますので、ご注意ください。

- ◆ 働く方すべてに対して
 - 契約締結及び有期労働契約の更新のタイミングで、就業場所・業務の「変更の範囲」
- ◆ 有期労働契約で働く方に対して
 - 有期契約の締結及び更新のタイミングごとに、更新上限の有無とその内容
 - ※ 改正「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（以下「雇止め基準」という。）により、更新上限を新設・短縮する場合は、その理由をあらかじめ説明することが必要になります。
 - 無期転換申込権が発生する有期労働契約の更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨、無期転換後の労働条件
 - ※ 雇止め基準により、労働条件を決定するに当たって他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項（業務の内容、責任の程度、移動の有無・範囲など）の説明に努めなければなりません。



労働条件明示のルール改正

《 年次有給休暇を上手に活用し、働き方・休み方を見直しましょう 》

今年の冬は3連休以上となる休みが多いかもしれません。そのお休みの前後に年次有給休暇を取得して、一層楽しいお休みにしませんか？年次有給休暇には、年10日以上付与される方の5日以上取得義務のほか、労使協定を締結することで計画的取得や時間単位の取得可能な制度もあります。企業内の働き方・休み方を見直し、ワークライフバランスを実現しましょう。



年休取得促進特設サイト



発行：仙台労働基準監督署 〒983-8507 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎1階
ひと、暮らし、みらいのために



労働条件など職場におけるトラブルは、022-299-9075
労働基準法などの許認可、指導対応は、022-299-9072
災害防止、機械設置届出、健康確保は、022-299-9073
労災補償、労働保険の加入・保険料は、022-299-9074

宮城労働局
仙台監督署ページ



宮城労働局
メールマガジン

